

# 市民税・県民税の申告 および簡易な所得税の相談

2月 10日(金) / 3月 15日(水)

☎ 税務課(TEL049・262・9011)、川越税務署(TEL049・235・9411)

令和4年分(令和5年度の申告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できるだけ来庁を控え、電子や郵送による申告をご利用ください。)  
ご不便をおかけしますが、感染症対策にご理解とご協力をお願いします。

**受付内容**

- ① 市民税・県民税の申告
- ② 令和4年分(1~12月分)の簡易な所得税の申告相談

給与、公的年金、営業、農業、不動産等の収入申告と、医療費、生命保険料、社会保険料などの控除

**受付できない申告**

- 令和3年以前分の所得税の申告
- 分離課税所得(土地、建物、株式の譲渡・配当所得など)青色申告
- 住宅借入金等特別控除
- ストック・オプション
- 準確定申告
- 外国税額控除
- 給与所得者の特定支出控除
- 贈与税
- 相続税に係る生命保険等契約に基づく年金の申告
- 消費税の申告
- 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
- その他高度な判断を要する内容の申告相談

**持ち物**

- ① 申告者名義の預金口座番号の分かるもの
- ② 収入証明書類(表1)
- ③ 所得控除証明書類(表2)
- ④ 税務署から届いた確定申告書や通知など(ある人のみ)
- ⑤ 本人確認書類(表3)
- ⑥ 利用者識別番号(電子申告「e-tax」を使用するために必要な16桁の番号)が分かる書類(ある人のみ)
- ⑦ 認め印

**郵送申告の提出書類**

- ① 令和5年度(令和4年1月~12月分)市民税・県民税の申告書
- ② 収入証明書類(表1)
- ③ 所得控除証明書類(表2)
- ④ 本人確認書類(表3)の写し

提出先 税務課市民税係  
〒356-8501  
ふじみ野市福岡1-1-1



**日時・場所**

原則、お住まいの地域ごとに指定された日程でお越しください。  
毎日、整理券配布による入場制限を行います。受付で整理券を受け取り、庁舎内に留まらず、指定の時間に再度受付にお越しください。順次会場へ案内します。混雑時は、待ち時間が長くなる場合があります。時間のご案内をぜひお越しください。  
受付時間 午前9時~午後4時  
受付場所 2月11日市役所本庁舎1階ギャラリー(正面玄関左側)、3月11日ゆめぼると手前

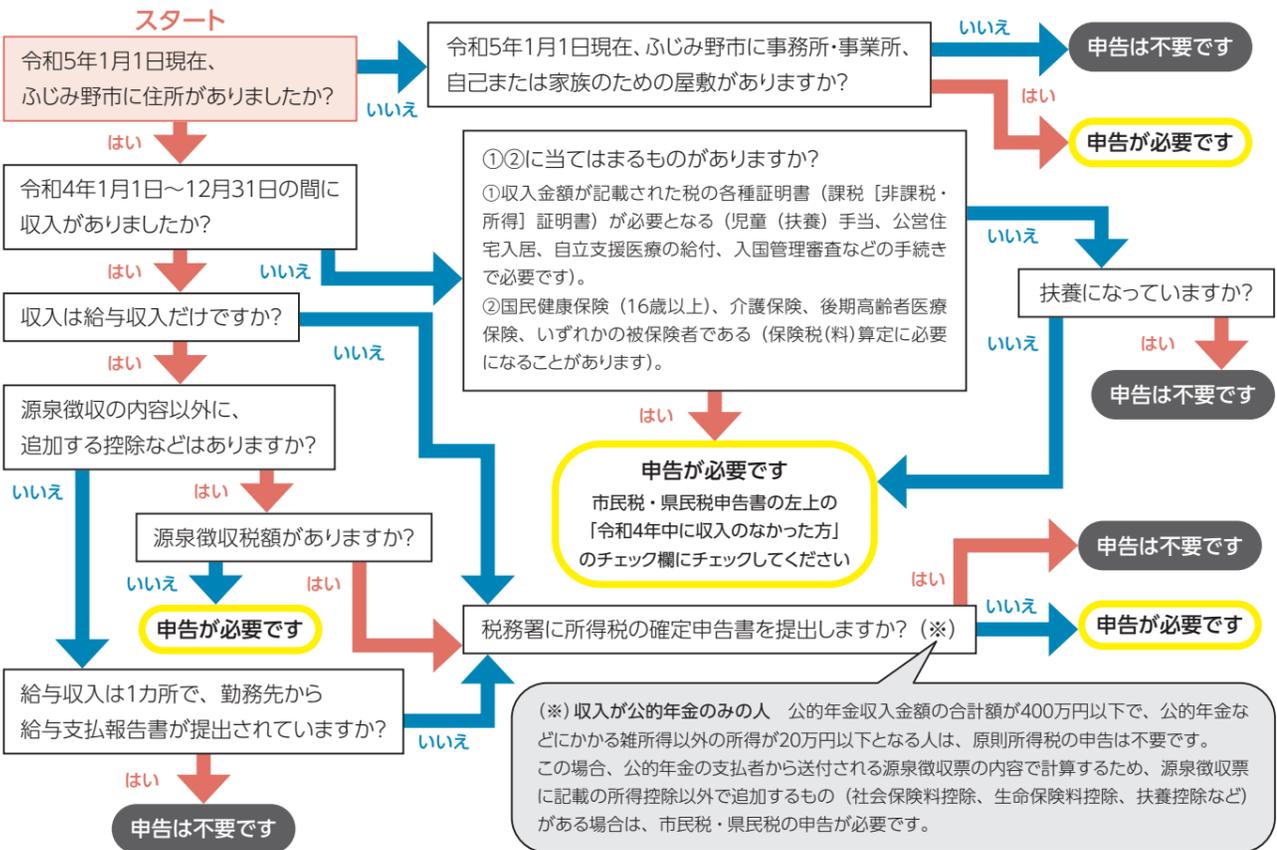
会場	日程	受付地域
A 大会議室 市役所本庁舎5階	10日(金)・13日(月)	上ノ原・上野台・大原
	14日(火)・15日(水)	川崎・北野・滝・中丸・花ノ木・福岡・元福岡
	16日(木)・17日(金)	上福岡・福岡武蔵野・中ノ島・中福岡
	20日(月)・21日(火)	新田・築地・仲・西原・福岡中央・富士見台・松山・本新田
	22日(水)・24日(金)	池上・霞ヶ丘・駒西・駒林・駒林元町・新駒林・水宮
	27日(月)・28日(火)	西・福岡新田・丸山・南台・谷田・清見・長宮
	11日(祝)	地域指定無し <b>例年大変混雑します</b>
(大井総合支所2階) ゆめぼると	2日(木)・3日(金)	亀久保
	6日(月)・7日(火)	鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・緑ヶ丘
	8日(水)・9日(木)	大井中央・大井武蔵野・東久保・ふじみ野
	10日(金)・13日(月)	市沢・うれし野・苗間・旭
	14日(火)・15日(水)	大井・桜ヶ丘
	4日(土)	地域指定無し <b>例年大変混雑します</b>

**感染症対策(厳守事項)**

- ① マスク着用と入場前のアルコール消毒をお願いします。
- ② 会場入口で検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場できません。
- ③ 体調のすぐれない人や同居家族などに同様の症状がある場合は、来庁をお控えください。
- ④ 介助などが必要な人以外の付き添いはできません。
- ⑤ 申告会場で感染者が判明した場合、消毒や清掃のために受付を一時中断します。
- ⑥ 会場内は換気のため窓を開放します。防寒対策の上、来庁してください。

川越税務署では、1月23日(月)から公的年金の受給者や給与所得者などの申告相談を行っています。また、所得税の還付申告は、還付申告をする年の翌年1月1日から5年間行うことができます。申告日の分散にご協力ください。

**申告が必要な人フローチャート**



〈表1〉収入証明書類(例)

所得の種類	必要な証明書類
給与所得(パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票原本 ※給与所得や公的年金などの源泉徴収票は、申告書に記載があれば添付不要です。ただし、市役所などで申告書を作成する場合は、必ず持参してください。源泉徴収票がなく給与明細などの収入が分かるものがある場合、市民税・県民税の申告のみ受け付けます。この場合、所得税の還付申告は受け付けません。
公的年金等所得	
営業等、農業、不動産所得	① 記入済みの「収支内訳書」 ② その計算根拠となる帳簿 ③ 領収書
雑所得・一時所得	その所得を証明できる書類(通知書・領収書など)

※ 上場株式に係る配当所得などは、適用を受けようとする年度の市民税・県民税の納税通知書が送達されるときまでに、上場株式等に係る配当所得などに関する事項の記載がある確定申告書などが提出された場合のみ適用されます。  
※ 令和4年1月~12月に課税対象となる新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金や補填金を受け取った場合、申告で収入として計上されます。補助金の課税・非課税については税務署(TEL049・235・9411)が補助金の支給元へご確認ください。

〈表3〉本人確認書類(例)

マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ、マイナンバーカードを持っていない人は①と②が必要です。

① 番号確認書類 本人の個人番号を確認できる書類	② 本人確認書類 記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 通知カード(記載事項に変更がない場合のみ可)</li> <li>㊧ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、在留カード</li> </ul>
<b>㊦・㊧のうちいずれか1つ</b>	<b>などのうち1つ</b>

〈表2〉所得控除証明書類(例)

控除の種類	必要な証明書類
医療費控除	従来の医療費控除を申告する場合 記入済みの「医療費控除の明細書」 スイッチOTC薬控除を申告する場合 ① 記入済みの「セルフメディケーション税制の明細書」 ② 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診)を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	支払証明書または領収書(いずれも原本) ※ 社会保険料控除証明用の参考資料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)の納付額)は、はがきで1月下旬に送付しています。
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書(原本)
障害者控除	障がいの程度が記載されている手帳など
雑損控除	① 記入済みの「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」 ② リ災証明書(写しでも可) ③ 損害を受けた資産の明細(資産の内容、取得時期、取得価額、構造)の分かるもの ④ 損害に対して支出した金額・受け取った保険金等の金額が分かるもの(昨年、雑損控除を受けている方は昨年の申告書の控え)
寄附金控除	寄附金額を証明する書類

新型コロナ

新型コロナウイルス関連情報

このお知らせは、1月18日現在、国から示されている情報をもとに作成しています

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更になる場合があります。  
 最新の情報は市ホームページをご覧ください。



接種可能なワクチンの種類 (年齢・接種回数別)

1月18日時点で、新型コロナワクチンの接種期間は、令和5年3月31日までと国は示しています。現在、接種できるワクチンの種類は下記のとおりです。接種を希望する人は、早めの接種をお願いします。

なお、12歳以上で初回接種(1・2回目)終了後に、追加接種(3・4・5回目のいずれか)として接種可能なワクチンはオミクロン株対応ワクチンです。接種回数は1人1回と限られています。

※ワクチン接種は望まない人に強制することや接種する人の同意なく、行われることはありません。

オミクロン株対応ワクチンの接種効果などは、厚生労働省ホームページをご確認ください。



12歳以上 (初回接種:1・2回目、追加接種:3・4・5回目)

ワクチンの種類	接種間隔
ファイザー	1回目接種から21日
モデルナ	1回目接種から28日
ノババックス	1回目接種から21日
ファイザー (オミクロン株対応)	前回接種から3カ月以上(1回)
モデルナ (オミクロン株対応)	前回接種から3カ月以上(1回)
ノババックス(18歳以上) (従来株対応)	前回接種から6カ月以上(1回)

※モデルナ社のオミクロン株対応ワクチンの対象年齢は、18歳以上から12歳以上へ引き下げられました。

5～11歳 (初回接種:1・2回目、追加接種:3回目)

ワクチンの種類	接種間隔
小児用ファイザー	初回接種: 1回目接種から21日 追加接種: 2回目接種から5カ月以上

生後6カ月～4歳 (初回接種:1・2・3回目)

ワクチンの種類	接種間隔
乳幼児用ファイザー	2回目: 1回目接種から21日 3回目: 2回目接種から8週以上

※乳幼児用ファイザーの3回目接種までには、11週間必要です。

※国は「3回目まで接種を完了できないとしても、一定の効果は期待される」と示しています。

※接種を希望する人は、接種券の発行申請を行い、令和5年3月31日までに1回目または2回目までの接種を計画的に進めてください。

県が設置する集団接種会場

埼玉県ワクチン接種センターで、新型コロナワクチン(3・4・5回目)の接種が受けられます。ワクチンの種類は、モデルナ社オミクロン株対応ワクチンです。対象者や予約方法など詳しくは県ホームページをご確認ください。

場所 西部会場(川越市脇田本町1・2)

山崎ビル3階、川越駅西口から徒歩1分)

※その他、県内3会場で開催。

※予約なしで接種することも可能ですが、当日の受付状況などによっては、接種までに時間がかかる場合があります。

市内における接種状況 (全体)

令和5年1月18日現在の接種の状況は次のとおりです。  
 ※転入・転出者などの関係で、前回より接種数・割合が減少する場合があります。

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
5～11歳	22.7%	22.0%	42.2%		
12～59歳	89.3%	88.9%	75.7%	45.3%	7.5%
60歳～	94.1%	93.9%	96.4%	89.4%	63.2%

(接種率の母数) 1・2回目: 対象者数  
 3回目以降: 前回の接種者数

うち、オミクロン株対応ワクチン接種(12歳以上:再掲) 46.3%

ワンストップ

マイナンバーカードを利用した転出・転入ワンストップサービス

マイナポータルからオンラインで転出届と転入(転居)予定申請を同時に行える「転出・転入ワンストップサービス」が始まり、手続きが簡略化されます。

- ・転出元の市区町村で来庁せずに転出手続きができます
- ・転入(転居)届出日に転入先市町村にマイナンバーカードを持参すると、転入(転居)手続きが簡素化され、時間が短縮できます

※転出、転入以外の手続き(国民健康保険、介護保険、子育て

関連手続きなど)は、別途来庁が必要となる場合がありますので、転出元・転入先の各市区町村担当課にお問い合わせください。

開始日 2月6日(月)

対象 マイナンバーカードの所有者

利用方法 マイナポータルから申請する

※マイナポータルの利用には「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード交付時に設定したパスワード」が必要です。

マイナンバーカードをお持ちですか

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類となるほか、新型コロナワクチン接種証明書や健康保険証としても利用できます。また、マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストア(マルチコピー機を設置)などで、住民票の写しなどを取得できます。今後は運転免許証との一体化など、マイナンバーカードの利便性を向上するためにさまざまな検討が進められています。

昨年12月末でのふじみ野市のマイナンバーカード申請率は72.9%(県内第5位)、交付率は61.2%(県内第3位)となっています。この機会にマイナンバーカードを作りませんか。



マイナンバーカード申請サポート

市職員が申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請を受け付けます。マイナンバーカードの申請から発行までは、約2カ月かかります。

日程・場所 ①2月4日(土)=産業文化センターギャラリー②2月19日(日)、3月19日(日)=サービスセンター2階多目的ホール

受付時間 午前10時～午後4時

対象 市内に住居登録があり、初めてカードを申請する人

必要書類 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など1点)

※市民課(本庁舎1階)と大井総合支所市民総合窓口課でも、随時受け付けています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



問合せ●市民課 (TEL049・262・9018)

マイナポイント

マイナポイント対象マイナンバーカードの申請期限を2月末まで再延長

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が2月末まで再延長されました。2月末までに申請した人に、カードの取得や活用に応じて、1人当たり最大2万円相当のマイナポイントが付与されます。

詳しくは総務省ホームページをご確認ください。

マイナポイント第2弾

- ①カード取得と選択した決済サービスの利用(チャージまたはお買い物)=最大5,000円相当
- ②健康保険証利用申込=7,500円相当
- ③公金受取口座登録=7,500円相当

申込期限 適切にポイントを申し込めるよう新たな申込期限を設定(決定次第市ホームページでお知らせします)

マイナポイント支援窓口

「マイナポイントの申込方法が分からない」、「パソコンやスマホを持っていない」という場合は、支援窓口をご利用ください。

日時 (1)毎週月～金曜日(2)毎月第2土曜(3)毎月最終日曜日  
 午前8時30分～午後5時15分(毎週木曜日は午後7時まで)

場所 市民課(市役所本庁舎1階)、大井総合支所

※市役所以外の手続場所は、総務省ホームページをご確認ください。



問合せ●情報・統計課 (TEL049・262・9005)